

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 新清水鑑定団
- (2) 届出日 平成 24 年 8 月 16 日
- (3) 届出内容 法附則第 5 条第 1 項に基づく変更届

2 審査の結果

市意見なし

なお、次の事項を附帯事項とし、対応を求めた。

「周辺地域の住民から申し出される要望等については、真摯に受け止め、小売業者と共に周辺地域の住民と必要な協議等を実施すること。」

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。